

桶川市公式ホームページ管理運営要綱

(平成24年12月25日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、桶川市がインターネットを活用して情報を発信するホームページ（以下「公式ホームページ」という。）の適正かつ円滑な管理運営を図るために必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 公式ホームページの名称は、桶川市公式ホームページとする。

(アドレス)

第3条 公式ホームページのアドレスは、次のとおりとする。

<http://www.city.okegawa.lg.jp>

(掲載内容)

第4条 公式ホームページに掲載する内容は、市政情報や市の関わる事務手続きや事業、市を紹介するもの、その他市民等に有益と認められる情報とする。

(管理責任者)

第5条 公式ホームページの適正な運用を図るため、公式ホームページ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、秘書広報課長をもって充てる。

3 管理責任者は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) インターネットにおけるセキュリティ対策に関すること。

(2) 公式ホームページの長期的な活用計画及びその調整に関すること。

(3) 公式ホームページの作成、発信等に係る機器及び通信基盤の整備並びにその安全対策に関すること。

(4) ウェブアクセシビリティの維持及び向上に係る指導及び助言並びにその教育及び研修に関すること。

(5) コンテンツの作成に係る指導及び助言並びにその教育及び研修に関すること。

(6) その他公式ホームページの企画、設計、開発、保守及び運用に関すること。

4 前項各号に掲げる事務は、管理責任者があらかじめ指名した者がその職務を代理することができる。

(情報発信管理者)

第6条 公式ホームページの充実を図り、掲載するコンテンツを適正に管理するため、情報発信管理者（以下「発信管理者」という。）を置く。

2 発信管理者は、コンテンツを掲載する主管課等の長とする。

3 発信管理者は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 所管する事務事業に関するコンテンツの作成、更新及び削除の承認に関すること。

(2) 所管する事務事業に関するコンテンツに対しての市民等からの質問、要望等への対応に関すること。

(発信管理者の責務)

第7条 発信管理者は、次の各号に掲げる事項を公式ホームページ上で発信するよう努めなければならない。

(1) 所管する事務事業に関する情報及びサービス。

(2) 市民の閲覧に供するために作成された各種計画書、パンフレット、広報紙等の情報。

(3) 報道機関等を通じて、広く市民等に周知させることを目的として作成した情報。

(4) その他、発信管理者が公益上必要と認める情報。

2 発信管理者は、掲載したコンテンツについて、常に最新の状態に保つとともに、コンテンツの作成日及び更新日、電話番号、ファックス番号、e-メールアドレス等その情報に関する問い合わせ先を明記しなければならない。

3 発信管理者は、公式ホームページを適正に運用するため、法律、条例等のほか、次の各号に掲げる事項を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

(1) 公序良俗に反する情報及び特定の個人又は法人の名誉をき損する内容の情報を提供してはならない。

(2) 桶川市の許可を得ていない広告、営業に関する情報、その他公共性及び公益性を損なうおそれがある情報を提供してはならない。

(3) 著作権の保護に留意し、著作物等をその著作権者の承諾なしに取り扱ってはならない。

(コンテンツの作成等)

第8条 公式ホームページにおいて新たにコンテンツを掲載する場合又は掲載されているコンテンツを更新し、若しくは削除する場合は、原則として桶川市管理運営システムを利用して行うものとする。

2 前項の場合、原則としてコンテンツの掲載又は更新を行う予定日の3日前までに、所定の承認依頼書により、発信管理者の承認を得なければならない。ただし、特に緊急性の高いと判断される情報については、発信管理者の判断により即座に掲載又は更新を行うことができる。

3 コンテンツの作成に当たっては、チェックツールなどの活用により、ウェブアクセシビリティに必要な措置を講じなければならない。

4 発信管理者は、管理責任者からウェブアクセシビリティに係る助言又は指導を受けた場合は、速やかにコンテンツの修正を行わなければならない。

(著作権)

第9条 公式ホームページのデザイン、文書、画像等の無断使用及び無断転載は、禁止する。

2 第三者が著作権を保有する著作物を公式ホームページに掲載するときは、当該著作権者の許諾を受けなければならない。

(個人情報保護)

第10条 公式ホームページへの情報の掲載に当たっては、桶川市個人情報保護条例(平成13年桶川市条例第14号)の規定に基づき、個人情報の保護に留意しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、公式ホームページの管理運営に関し必要な事項は、管理責任者が定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。